

2017北信越女子サッカーリーグ運営要項

■ 1. リーグの目的 ■

リーグ加盟チームは、相互の切磋により北信越地域の女子サッカーの水準向上と普及発展を期し、あわせてチャレンジリーグに加入し得るチームと選手の育成を目的とする。

■ 2. リーグ所在地 ■

北信越女子委員長 気付におく。

■ 3. 北信越女子サッカーリーグ実行委員会 ■

1) 北信越女子サッカーリーグ実行委員会に次の役員を置く。

実行委員長	…	坂巻 富子 (北信越女子委員長)
副実行委員長	…	各県女子委員長 (北信越女子委員長を除く)
リーグ事務局長	…	佐藤いず美 (JAPAN サッカーカレッジレディース)
会計担当	…	荒井 宏大 (富山レディースSC)
競技運営委員	…	加盟チーム 1名

2) 競技運営委員は、ホームゲームの競技運営を会場県女子委員長の責任のもと遂行する。

3) 加盟チームが所属する県で開催されるゲームをホームゲームとする。同県チームの対戦の場合は、当該チームの話し合いによりホームチームを決定する。

■ 4. 会計 ■

1) リーグ運営費は参加費で支弁する。

2) 会場使用料は、ホームチームが負担する。

3) 会計担当は当該年度の予算及び前年度の決算を作成し、北信越女子サッカーリーグ実行委員会にて内容を確認し、北信越女子委員会に提出する。

4) 加盟チームは3月31日までに、参加費100,000円を北信越サッカー協会に納入(指定口座に振込)する。

5) ホームチームは、3月31日までに、審判代を振り込む金融機関名及び口座番号、口座名義を会計担当まで連絡する。予め口座振り込みされた審判代の受領書および領収書を、試合終了後当日中にメールで会計担当にデータ送信し、原本は全試合分をまとめて7月10日までに会計担当に郵送する。

■ 5. 加盟チーム数 ■

1) 2017年は、10チームとする。

■ 6. チーム資格 ■

1) 加盟チームは、リーグ運営を円滑に遂行する能力を有すること。

2) 北信越女子サッカーリーグ実行委員会の決定した日程に従って、競技を継続的に行う能力を有す

ること。

- 3) 資格について疑義が提出された時は、北信越女子サッカーリーグ実行委員会で審議し、北信越女子委員会で決定する。
- 4) 新規加盟を希望するチームは、各県女子委員長の推薦を受け、6月末の希望申し込み締め切り期日までに申請する。希望チームが3チーム以上ある場合は、入れ替え戦出場チーム決定戦をおこない、2チームを決定する。
- 5) 入れ替え戦出場チームが1チームの場合は、リーグの10位のチームと、2チームの場合は10位および9位のチームと入れ替え戦を11月11日～12日におこなう。

■ 7. 選手資格 ■

- 1) 日本サッカー協会女子登録加盟団体の選手であること。
- 2) 外国協会籍であった選手を登録する際は、国際サッカー連盟（FIFA）の定める規約に従い（公財）日本サッカー協会の承認を得るものとする。
ただし、サッカーを職業としない選手にあつては、所定の手続きによりJFAの承認を得るものとする。
- 3) 外国籍選手の登録は5名迄とし、試合開始前のメンバー提出時に登録できる人数は交代予定者を含め3名迄とし、競技中は3名が出場できる。
- 4) 資格について疑義が提出された時は、北信越女子サッカーリーグ実行委員会で審議し、北信越女子委員会で決定する。

■ 8. 登録 ■

- 1) 前項の資格を有する選手のチーム登録人数は制限されないが、リーグ登録選手は30名以内とする。また、試合に登録できる人数は18名とする。
- 2) 登録は毎年4月2日付をもって行い、翌年3月31日迄有効とする。ただし、4月末日迄に当該年度に登録予定の加盟登録団体票の写しをリーグ運営の必要上競技運営事務局長宛に提出するものとする。
- 3) 選手の追加登録は、所属県・（公財）日本サッカー協会並びに北信越女子サッカーリーグに所定用紙にて行う。リーグに出場する選手の追加登録は、試合の5日前（日曜日がゲームなら火曜日）までに北信越女子サッカーリーグ競技運営事務局長宛、変更追加エントリー用紙を送付する。
- 4) 追加登録選手は、協会登録が完了し北信越女子サッカーリーグ競技運営事務局長が受付を確認して出場が認められる。
- 5) ユニフォームは服装登録規定に基づき、正・副2着を登録常備し、当番チームは正のユニフォームを着用する。

■ 9. 移籍 ■

- 1) 選手の移籍は（公財）日本サッカー協会のサッカー選手の登録と移籍に関する規則に従うものとする。
- 2) 移籍申請書は所定の様式にて行う。

■ 10. 組合せ及び日程 ■

- 1) 毎年度全試合（入替戦を含む）終了後、北信越女子サッカーリーグ実行委員会は日程を立案し、北信越女子委員会に提案する。北信越女子委員会は審議後、日程及び組合せを決定する。
- 2) 決定された組合せ及び日程は、毎年1月開催の北信越サッカー協会理事会で決定される行事日程の関係で、一部修正されることもある。
- 3) リーグ戦は毎年原則として4月より9月の間に実施される。

■ 1 1. 審判 ■

- 1) 審判員は各県女子委員会が派遣する。
- 2) 主審は試合終了後、審判報告書を作成し、担当競技運営委員に提出する。
- 3) 審判の経費は、参加費を運用する。

■ 1 2. 表彰 ■

下記の通り表彰する。

- 1) チーム表彰
 - (1) 優 勝 … 賞状
 - (2) 準 優 勝 … 賞状
- 2) 表彰は北信越女子サッカーリーグ実行委員会にて行う。

■ 1 3. 懲罰規定 ■

（公財）日本サッカー協会が定める2017年度懲罰規定に基づき、（一社）北信越サッカー協会規律・裁定委員会により裁定し懲罰を決定するものとする。

- 1) 本大会で退場を命じられた選手および退席を命じられた役員は、次の1試合（最低）に出場することができない。本大会にて出場停止未消化の場合は、直近の公式戦で消化する。それ以降の処置については、（公財）日本サッカー協会の懲罰規定に基づき決定する。
- 2) 本大会において累積警告が2回に及んだ選手は、次の1試合に出場することができない。

■ 1 4. 試合 ■

- 1) フィールド 原則として芝のフィールドとし、ピッチは105m×68mが望ましい。
- 2) 形式 各チーム1回戦総当たり方式で行う。
- 3) 時間 前半40分、インターバル10分、後半40分の計80分ゲームとする。
- 4) 選手交代 1試合の選手エントリーは、18名迄とし、選手5名の交代が認められる。
- 5) 順位 勝者に3点、引分け両者に1点の勝点を与え、勝点の多い順に順位を決定する。但し、勝点合計が同一の場合は以下の順序により決定する。
 - (1) 全試合のゴールディファレンス（得失点）
 - (2) 当該チームの対戦成績
 - (3) 全試合の総得点
- 6) 試合球 会場当番チームの持ち寄りで公認球を2球用意する。

■ 1 5. 試合運営 ■

- 1) 試合の運営は、ホームチームの競技運営委員が会場県女子委員長の責任のもとで実施する。

- 2) 天候の悪化、地震の発生などの場合、会場県女子委員長が試合実施の可否を決定する。女子委員長不在の場合は、女子委員長が試合前日までに代理となる者を指名し、その氏名、連絡先をホームチームの競技運営委員に連絡する。
- 3) 試合実施が不可能な状況が生じた場合、会場県女子委員長または代理となる者は、各県女子委員長、競技運営事務局長、ホームチームの競技運営委員に試合中止を直ちに電話連絡する。
- 4) 試合中止の連絡を受けたホームチームの競技運営委員は、対戦チームの競技運営委員に状況を報告し、再試合の日程を検討する。
- 5) 飲水タイムを取って選手の健康管理に気をつける。
- 6) 試合開始70分前に代表者ミーティングを開催する。その際各チームは出場選手を所定用紙に記入して4部提出する。
- 7) 代表者ミーティングには、会場県の女子委員長、ホームチームの競技運営委員、審判及び各チームの代表者が出席する。
- 8) 試合結果報告について
ホームチームの競技運営委員は、試合終了後、直ちにその結果を競技運営事務局長まで電話連絡する。その後、結果報告書を迅速に競技運営事務局長までメールで報告する。
ホームチームの競技運営委員は、退場者があった場合、審判報告書を北信越女子委員長及び会場県女子委員長にメールまたは、FAXをする。
- 6) 公式記録用紙及び審判報告書は、会場県競技運営委員が用意し、ホームチームの競技運営委員に提出する。
- 7) 報道機関への報告
競技運営事務局長は、その日の全試合結果をまとめ、北信越サッカー協会、各県女子委員長及び参加チームの競技運営委員にメールまたは、FAXをする。
各県女子委員長は、各県サッカー協会、報道機関に報告する。